

# 知財活動に与える独禁法の影響と実務ポイント

知的財産ガイドライン、「知財と独禁」における最新民事訴訟公例から効果的手法を詳解

●日 時● 2017年 1月 20日 (金) 13:00~17:00

●会 場● 厚生会館 (東京・麹町)

●講 師● 伊藤見富法律事務所 弁護士  
東京理科大学大学院知的財産戦略専攻 准教授  
元・公取委審査専門官 (知財タスクフォース等所属) 平山 賢太郎 氏

【略歴】弁護士、元・公取委審査専門官 (2007~2010年)。公取委において海外企業に対する初の国際カルテル命令事案や知的財産権濫用事件等を主任担当官として担当し、審査手続や海外当局との間の情報交換・協議等に関して豊富な経験を有している。◇弁護士復帰後も国内・国際カルテル・優越的地位濫用・不当廉売事件における公取委審査への対応、上告事件、企業結合届出等において内外の企業を代理し、Chambers Asiaランキング (2013・2014年) やWho's Who Legal (2014年) に日本を代表する独禁法弁護士の一人として掲載されている。◇第二東京弁護士会経済法研究会幹事、日弁連独禁法改正問題ワーキンググループ委員、東京大学ビジネスロー・比較法政研究センター「外国競争法事例研究会」幹事。業界団体・弁護士会等における講演や雑誌「ジュリスト」等における論文執筆多数。

## ◆開催にあたって

「知財と独禁」は、標準必須特許をめぐる国際的訴訟案件などをきっかけとして、独禁法分野における最重要論点の一つとしてあらためて注目されるようになり、近年においては、知的財産権行使が独禁法に違反するか否かが主要な争点として注目されています。

本セミナーでは、企業が事業を強くするために、担当者が押さえておくべき「知財と独禁」をめぐる基本的手法やその考え方を整理した上で、最新の民事訴訟事例及び公取委における審査事例を詳解致します。

◀詳細は裏面をご覧ください▶

### ●受講料● 1名 (税込み、資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●申込書をFAXいただくか、当会ホームページよりお申込みください。後日 (開催日1週間~10日前までに) 受講票・請求書をお送り致します。

●申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

●よくあるご質問 (FAQ) については当会ホームページでご確認いただけます。 ( [TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問] )

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。

一般社団法人企業研究会

担当：田中 E-mail a-tanaka@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

\*当会ホームページ (http://www.bri.or.jp) からもお申込みいただけます。

161684-1002 (※)		2017.1.20	
[申込書] 知財活動に与える独禁法の影響と実務ポイント			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL	FAX		
ご氏名	フリガナ	所属	役職
E-mail			
ご氏名	フリガナ	所属	役職
E-mail			

\*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

# 知財活動に与える独禁法の影響と実務ポイント

## ● プログラム ●

- 解説 -

13:00

■講師 伊藤見富法律事務所 弁護士／東京理科大学大学院知的財産戦略専攻 准教授

元・公取委審査専門官（知財タスクフォース等所属）

平山 賢太郎 氏

### I. 独禁法と知的財産権

- (1) 知的財産権法の目的
- (2) 知財高裁判決から見る「知財と独禁」の到達点
- (3) 「公正競争」「産業の発達」と知的財産法・独禁法
- (4) 独禁法に基づく事案分析の基本的手法

### II. 知的財産ガイドライン（総論）

- (1) 知的財産ガイドラインの構成
- (2) 「白・黒・灰」区分の意味 ～ 定義／競争減殺効果と正当化理由
- (3) 優越的地位濫用に関する注意点

### III. 知的財産ガイドライン（行為類型別解説・2016年改正解説）

- (1) ライセンス拒絶・差止請求
- (2) 技術の利用範囲を制限する行為
- (3) 技術の利用に条件・制限を付す行為
- (4) 非係争条項
- (5) 研究開発活動制限
- (6) 改良発明の取扱い

### IV. 共同研究開発ガイドライン・標準化パテントプール考え方

### V. 「知財と独禁」民事訴訟事例

- (1) 最新民事訴訟事例の類型別解説
  - 【事例1】特許侵害訴訟提起による競争者取引妨害
  - 【事例2】ライセンス条件交渉決裂による優越的地位濫用
  - 【事例3】営業誹謗による競争者取引妨害
- (2) 効果的手法の選択 ～ 差止請求・差止仮処分と損害賠償請求

### VI. 「知財と独禁」公取委における審査事例

- 【事例1】競争業者間合意による競争停止
- 【事例2】単独行為による競争停止
- 【事例3】他社排除・搾取その他の制限行為

### VII. 「知財と独禁」への知財部・法務部における取り組み方

17:00

※講師と同業企業・同業種の方はご参加頂けない場合がございます。予めご了承下さい。